

老後のための資産形成

—公私年金・退職金の統合勘定の設計と管理

田 近 栄 治
山 田 直 夫

要 旨

わが国では、老後のための資産形成として公私年金の他に退職金も大きな役割を果たしている。そこで資産形成支援制度については、公私年金と退職金を合わせてそのあり方を考えることが重要である。また、個人の生涯にわたる公的年金及び私的年金・退職金の拠出（相当掛金）額と資産額を一覧できる仕組みである統合勘定を構築することが、資産形成の支援に資すると考えられる。本稿ではこうした問題意識の下、公私年金・退職金の統合勘定の設計と管理について議論した。

まず、老後のための資産形成支援制度について国際比較を行い、わが国の私的年金の拠出限度額がアメリカやイギリスと比較して非常に低い水準であることを明らかにした。続いて、統合勘定の設計に関して、DB年金・退職金の確定拠出相当掛金額の算定方法、及び共通非課税拠出枠の設定方法を示した。次に統合勘定の管理に関して、デジタルサイトを立ち上げ、マイナポータルと連携することを提案した。さらに、設例を用いて統合勘定のイメージを提示した。そして、現状では老後のための資産形成において公的年金が重要な役割を果たしていること、私的年金・退職金の共通非課税拠出枠を大胆に拡大することにより、日本における老後のための資産形成支援を強化できることを示した。

キーワード：統合勘定，公的年金，私的年金，退職金，共通非課税拠出枠

目 次

- はじめに
- 老後のための資産形成支援制度の国際比較
 - 日本の制度
 - アメリカの制度
 - イギリスの制度
 - 日本の特徴
- 老後のための資産形成に向けた統合勘定の設計と管理
 - DB年金・退職金の確定拠出相当掛金額の算定
 - 私的年金・退職金の共通非課税拠出枠の設定

- 3.3 統合勘定の管理
- 4. 私的年金・退職金勘定のイメージ
 - 4.1 設例1（実際の制度を反映したケース）
 - 4.2 設例2（現状を反映したケース）
 - 4.3 設例3（老後に向けて手厚く準備をするケース）
- 5. 統合勘定を踏まえた老後のための総資産管理
- 6. おわりに

1. はじめに

わが国では高齢化の進展に伴い、公的年金の給付水準を維持することが困難になっている。厚生労働省年金局（2024）は、「1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応」として、私的年金を公的年金の補完と位置付けている。しかし、公的年金による老後の所得保障が困難となる中で公的年金と私的年金の役割分担を見直すことの重要性は増している。また、わが国では公私年金以外に退職金が老後の資産形成に大きな役割を果たしている。厚生労働省（2023）によると、退職給付（一時金・年金）制度がある企業は全体の74.9%で、そのうち退職一時金（年金との併用を含む）がある企業は90.4%となっている。

2025年度与党税制改正大綱でも「退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。」としている。

こうした現状を踏まえると、資産形成支援制度については、公私年金と退職金を合わせてそのあり方を考えることが重要である。また、個人の公的年金及び私的年金・退職金の生涯にわたる拠出（相当掛金）額と資産額を一覧できる仕組みである統合勘定を構築することが資産形成の支援に資すると考えられる。

これまで筆者らは、老後のための資産形成支援制度のあり方について検討を重ねてきた。田近・山田（2021）では、老後のための貯蓄に対する課税方式は、拠出時課税、運用時非課税、引出時非課税（TEE 課税方式）よりも拠出時非課税、運用時非課税、引出時課税（EET 課税方式）の方が望ましいことを示した。田近・山田（2023a）では、アメリカ、イギリスと比較しながら、わが国の資産形成支援制度のあり方について検討した。また、田近・山田（2023b）では、カナダの私的年金も取り上げながら、わが国における私的年金の設計について試案を示した。さらに田近・山田（2025）では、企業型DB年金、及びその一つの類型である退職金の確定拠出相当掛金額を算定することができ、私的年金・退職金の共通非課税拠出枠を設定することが可能となることを論じた。

本稿ではこれらの議論をさらに進め、EET課税方式を適用した公私年金・退職金の統合勘定の設計と管理について論じる。本稿の構成は以下のとおりである。2. では最近の日本、アメリカ、イギリスにおける老後のための資産形

成支援制度の動向について比較を行い、日本の特徴を明らかにする。3. では統合勘定の設計について説明し、統合勘定の管理方法についても検討する。4. では設例を用いて私的年金と退職金の勘定のイメージを示す。5. では公的年金の勘定も合わせて、統合勘定を踏まえた老後のための総資産管理について述べる。最後の6. は本稿の議論のまとめである。

2. 老後のための資産形成支援制度の国際比較¹

2.1 日本の制度

2.1.1 私的年金

わが国の私的年金の概要は図表1に示したとおりである。税制上の扱いは、拠出時非課税、運用時非課税、引出時課税のいわゆる EET 型である。DB の拠出については、事業主拠出は

損金算入という扱いで、被用者拠出は生命保険料控除の対象となる。企業型 DC 及び個人型 DC (iDeCo) については、事業主拠出は損金算入、被用者(個人)拠出は小規模企業共済等掛金控除の対象となる。企業型 DC の拠出については、被用者が上乗せして拠出できるマッチング拠出がある。また個人型 DC については、原則として個人が拠出するが、中小企業を対象に事業主が上乗せして拠出できる中小事業主掛金納付制度 (iDeCo+, イデコプラス) がある。

運用に関しては、積立金には特別法人税が課税されるが、2026年3月31日まで凍結されている²。給付に関しては、年金の場合は雑所得として、一時金の場合は退職所得として所得税の課税対象となるが、それぞれ公的年金等控除、退職所得控除が適用される。退職所得控除については、控除額が大きいこと、長期雇用(勤続年数20年超)を優遇していること、公的年金等控除と整合的ではないことが課税上の問題とし

図表1 わが国の私的年金の概要(2026年)

	DB	企業型 DC	個人型 DC (iDeCo)
課税上の扱い	EET 型	EET 型	EET 型
拠出方式	事業主, 被用者	事業主, 被用者	原則個人
受給開始年齢	60歳~70歳の規約で定める年齢到達時又は50歳以上の退職時(規約に定めがある場合)	60歳~75歳の請求時	
拠出時の扱い	・事業主拠出は損金算入 ・被用者拠出は生命保険料控除の対象	・事業主拠出は損金算入 ・被用者(個人)拠出は小規模企業共済等掛金控除の対象	
運用時の扱い	特別法人税課税(2026年3月31日まで凍結)		
引出時の扱い	・年金は雑所得(公的年金等控除の対象) ・一時金は退職所得(退職所得控除の対象)		

(出所) 厚生労働省年金局(2024)などより作成

1 本節は田近・山田(2023a)を加筆・修正したものである。

2 2026年度税制改正の大綱には、凍結期間を3年延長することが盛り込まれている。

図表2 第2号被保険者のDC拠出限度額

	①企業型DCのみに加入	②企業型DCとDB等の他制度に加入	③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）	④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない
2017年1月1日以降	月5.5万円 うちiDeCoは2.0万円	月2.75万円 うちiDeCoは1.2万円	月1.2万円	月2.3万円
2024年12月1日以降	月5.5万円 - DB等の他制度掛金相当額 うちiDeCoは5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) (ただし、2.0万円を上限)			月2.3万円
2025年度税制改正(2026年12月1日以降)	企業型DC・iDeCo共通拠出限度額 月6.2万円 - DB年金ごとの掛金相当額			

(出所) 厚生労働省年金局(2024)及び「2025年度税制改正の大綱」より作成

て指摘されている。

次に図表2を用いて私的年金の拠出限度額についてみていきたい。DC拠出限度額については制度創設から数回の見直しが行われているが、図表2では2017年1月以降、2024年12月以降、2025年度税制改正の第2号被保険者の拠出限度額を取り上げている。まず2017年1月以降についてみると、第2号被保険者がどのようなタイプの企業年金に加入しているかによって拠出限度額が異なり、複雑な制度になっていることがわかる。

具体的な金額については、「①企業型DCのみに加入」の場合は、月5.5万円なので年にすると66万円である。「②企業型DCとDB等の他制度に加入」の場合は、DB等の他制度の掛金を月2.75万円と評価するので、企業年金全体として拠出限度額は年66万円と①と同じである。しかし、①と②でiDeCoに対する拠出限度額は異なっている。また「③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）」と「④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない」のiDeCoの拠出限度額はそれぞれ月1.2

万円、月2.3万円となっている。

一方、2024年12月以降は、①、②、③ともにDC拠出限度額が年66万円になっている。また、iDeCoの拠出限度額も月2.0万円でそろっている。さらにDB等の他制度の掛金を一律に月2.75万円と評価するのではなく、DB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)を差し引く形になった。ただし、④のiDeCoの拠出限度額は月2.3万円のままであり、DC拠出限度額が統一されているわけではない。

2025年度税制改正により、それまで企業型DCとiDeCoそれぞれに設けられていた拠出限度額が一本化され、①から④までDC拠出限度額が統一されることになった。さらに拠出限度額が7,000円増額され、月6.2万円(年74.4万円)になった。この改正は2026年12月から実施されることになっている。

このように、複数の拠出限度額が乱立する状況であったDC拠出限度額が統一的になり、DB等の掛金相当額も算出するようになった。現行制度では「DBに拠出限度額は無い」とされているが、DCとの共通非課税拠出枠を設定

する制度的素地はできているといえる。

2.1.2 退職金

わが国では多くの企業で退職金制度が導入されている。退職金制度には様々なタイプがあるが、ここでは中小企業退職金共済制度（以下、中退共）と公務員の退職手当を取り上げる。この2つを取り上げる理由は、前者は拠出と給付の関係が定められており、後述する統合勘定の中でも取り上げるからである。後者は基本給連動型であり、最も典型的な退職金制度と考えられるからである。

中退共は中小企業の従業員を対象とした外部積立型の退職金制度である。中退共に加入できる企業は業種によって異なる。例えば、一般業種（製造・建設業等）であれば常用従業員数300人以下、あるいは資本金・出資金3億円以下の企業が対象となる。加入の手続きは事業主が行う。中退共に加入した企業は従業員毎に掛金月額を選択し、金融機関を通じて納付する。掛金月額は5千円から3万円の16段階で、掛金は全額非課税（損金算入）として扱われる。

中退共の退職金は基本退職金と付加退職金の合計である。基本退職金は掛金月額と納付期間に応じて定められている金額で、予定運用利回りを1%としている。付加退職金は中退共の運用収入や財務状態等を勘案して定められる金額である。退職金は企業からではなく、中退共本部から退職した従業員に振り込まれる。退職金は一時金として支払われるが、条件を満たせば、全額分割払い、一部分割払いを選択することもできる。一時金払いの場合は退職所得、分割払いの場合は雑所得となり、それぞれ退職所得控除、公的年金等控除の対象となる。

公務員の退職手当（退職金）は、退職時の基

本給をもとに退職理由や勤続期間も考慮して決定される。これを基本額という。さらに、調整額という在職期間中の貢献度に応じて決定される加算措置もある。算定式は以下のとおりで、退職手当は退職所得控除の対象となる。

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{退職日の俸給月額} \times \text{退職理由別} \cdot \text{勤続期間別支給割合}) + \text{調整額}$$

2.2 アメリカの制度

2.2.1 企業年金

アメリカの企業年金はDBとDCに分かれ、DCの代表として401(k)がある。401(k)は内国歳入法401条(k)項の条件を満たすものを指し、1978年に導入されている。図表3は企業年金の概要を示したものである。税制上の扱いはDB、DCともに拠出時非課税、運用時非課税、引出時課税のいわゆるEET型である。

401(k)の加入は任意で、拠出は被用者の拠出と事業主の拠出からなる。401(k)における被用者の拠出限度額は2026年において年2.45万ドルで、事業主の拠出と合わせると年7.2万ドルである。50歳から59歳または64歳以上の加入者は年8,000ドルのキャッチアップ拠出ができ、60歳から63歳の加入者は11,250ドルのキャッチアップ拠出ができる。なお2026年以降、前年度の収入が15万ドルを超える高所得者は、キャッチアップ拠出をRothベース、つまり課税後拠出という形で行わなければならない。

給付額は加入者自らが運用指図を行うことによって決まる。給付開始年齢は59.5歳であり、その後73歳に達した後の4月1日までに引出しを開始しなければならないという最低引出義務(RMD: Required Minimum Distribution)が

図表3 アメリカの企業年金の概要 (2026年)

	DB	企業型 DC (401(k))
課税上の扱い	EET 型	EET 型
拠出方式	原則事業主	事業主, 被用者
受給開始年齢	概ね65歳	59.5歳
拠出時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則事業主の拠出 (損金算入可) ・被用者は原則拠出なし (拠出した場合の控除なし) ・給付額が年29万ドル又は最も給与が高かった連続3年間の平均給与額のうち、低い方を超えない水準等まで拠出可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者は年2.45万ドル又は年間給与等の低い方まで所得控除 ・事業主の拠出は、被用者拠出と合計で年7.2万ドルまで ・事業主の拠出は、総報酬の25%まで損金算入 ・50歳から59歳、64歳以上の加入者は年8,000ドルのキャッチアップ拠出が可能 ・60歳から63歳の加入者は年11,250ドルのキャッチアップ拠出が可能
未使用枠の繰越し	不可	
引出時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・課税 ・最低引出義務の適用 	

(出所) IRS ホームページなどより作成

ある。59.5歳以前の中途引出しは原則として不可となっており、加入者の死亡や障害など一定の場合を除き10%の追加課税がある。なお、401(k)からのローンもある。

2.2.2 IRA (個人退職勘定)

IRA (Individual Retirement Account) は1974年従業員退職所得保障法 (Employee Retirement Income Security Act of 1974; ERISA) に基づき、雇用主が提供する適格退職年金に加入できない勤労者を対象に創設された預金口座である。現在 IRA にはいくつか種類があり、最初に導入されたものを伝統的 IRA (traditional IRA) と呼ぶ。その他に貯蓄拡大の目的から1997年納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 1997) により創設された Roth IRA などがある。IRA に対する税制上の扱いは、伝統的 IRA は拠出時非課税、運用時非課税、引出

時課税のいわゆる EET 型である。一方、Roth IRA は拠出時課税、運用時非課税、引出時非課税のいわゆる TEE 型となっている。IRA はまた、企業年金などの資産の移管 (ロールオーバー) 先としても利用することができ、老後資産を管理するうえで重要な役割を果たしている。

図表4に示したとおり、2026年におけるIRAの拠出限度額は伝統的IRAとRothIRA合わせて年7,500ドルで、さらに50歳以上の加入者には年間1,100ドルのキャッチアップ拠出が認められている。401(k)と比較すると拠出限度額は少ない。ただし、上に述べたように、IRAは転職や退職時における企業年金の資産の移管先として利用されることも多く、Investment Company Institute (2025) によると2025年6月末の資産残高は17兆9,600億ドルと推計されており、401(k)の9兆2,800億ドルを大き

図表4 アメリカの個人退職勘定の概要 (2026年)

	伝統的 IRA	Roth IRA
課税上の扱い	EET 型	TEE 型
拠出方式	個人	個人
受給開始年齢	59.5歳	59.5歳以上でない場合は非適格
拠出時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・年7,500ドル又は年間給与等の低い方まで拠出可能 ・50歳以上の加入者は年1,100ドルのキャッチアップ拠出が可能 ・IRA については、他に企業年金に加入している場合は所得控除の上限額が所得に応じて減少・消失 ・Roth IRA については、所得に応じて上限額が減少・消失 	
未使用枠の繰越し	不可	
引出時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・全額課税 ・73歳到達または退職の遅い方から最低引出義務の適用 	非課税 (口座開設から5年以上経過している場合)

(出所) IRS ホームページより作成

く上回っている。なお、同資料によると退職資産総額（公的年金を除く）は45兆8,380億ドルなので、退職資産総額（公的年金を除く）に占める割合は、IRA が39%、401(k) が20%である。

伝統的 IRA については、企業年金に加入している場合は拠出時の控除可能額が減少する。例えば、企業年金に加入していて独身の場合、所得 (MAGI: Modified Adjusted Gross Income) が8.1万ドル未満であれば拠出限度額まで控除可能、8.1万ドル以上9.1万ドル未満だと一部控除可能、9.1万ドル以上だと控除なしとなる。また Roth IRA についても、所得に応じて拠出限度額が減少する。独身の場合、所得 (MAGI) が15.3万ドル未満であれば限度額まで拠出可能、15.3万ドル以上16.8万ドル未満であれば拠出可能額が減少、16.8万ドル以上であると拠出できない。給付開始年齢は59.5歳で、伝統的 IRA については、73歳に達した後の4月1日までに引出を開始しなければならないという最低引出義務がある。中途引出しについては、死亡、障害、高額医療費、初回住宅購入、高等教育費など一定の場合を除き、10%の追加

課税がある (Roth IRA については収益部分のみ)。

2.3 イギリスの制度

イギリスにおける私的年金の概要は図表5に示したとおりで、職域年金（主に DB 型企業年金及び DC 型企業年金）と個人年金からなる。税制上の扱いは、拠出時非課税、運用時非課税、引出時課税のいわゆる EET 型である。引出時は原則総合課税であるが、年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能になっている。ただし、中途引出しは原則不可で、引き出した場合は引出し額の55%のペナルティ課税がある。

拠出に関しては、6万ポンドの年間拠出限度額が設けられている。年間拠出限度額に関しては、事業主拠出・被用者（個人）拠出をすべて合わせて管理し、DB と DC の共通枠を設けている点が特徴的である。また、高所得者 (2025/26 年度においては、調整後所得が26万ポンドを超える個人) については、調整後所得が2ポンド増えるごとに年間拠出限度額が1ポンドずつ通

図表5 イギリスの私的年金の概要（2025/26年度）

	DB 型企業年金	DC 型企業年金	個人年金
課税上の扱い	EET 型	EET 型	EET 型
加入対象者	被用者 ※年間給与所得が1万ポンド以上の者は自動加入		すべての個人
拠出方式	事業主	事業主, 被用者	個人
受給開始年齢	55歳以上75歳未満		
拠出時の扱い	・事業主拠出・被用者（個人）拠出をすべて合わせて被用者の所得控除上限額を管理 ・年間拠出限度額：年間所得総額又は年6万ポンドのいずれかの低い額		
未使用枠の繰越し	3年間繰越し可		
引出時の扱い	年金資産の25%までは非課税で一時金として引出しが可能		

（出所） Pensions Policy Institute (2025), イギリス政府ホームページより作成

減していき、最終的には1万ポンドまで遡減する。したがって、調整後所得が36万ポンドを超える個人については、年間拠出限度額は1万ポンドとなる。

また、かつて拠出については生涯累計限度額も設けられていた。これは給付され得る額（拠出・運用してきた年金等）に対する制限で、2023/24年度においては107.31万ポンドに設定されていた。DC の場合は積立てた年金基金総額、DB の場合は年間年金額の20倍を生涯の累計額とする。これらが生涯累計限度額を上回っている場合、給付が年金として受け取られる場合は25%、一括払いの場合は55%の税率で課税される。この制度は2024年4月6日から廃止されている。

さらに企業年金については、2012年10月より自動加入制度が導入されている。これは、事業主に年間給与所得が1万ポンド（導入時は8,105ポンド）以上の被用者を事業主が提供する企業年金に自動的に加入させることを義務付けるものであるが、被用者は脱退を選択できる。また企業年金を有していない事業主もいることから、自動加入制度導入に伴い NEST（National Employment Savings Trust）という DC 型年

金がいギリス政府により設置されている。

2.4 日本の特徴

図表6は老後のための資産形成支援制度の拠出限度額を比較したものである。アメリカの401(k)は1,123万円、イギリスの私的年金は1,260万円という高い水準になっている。それに対して、わが国は66万円（2026年12月以降は74.4万円）という低い水準になっている。

また、アメリカやイギリスでは退職金制度は老後の所得保障の仕組みとして一般的なものとなっていないが、わが国では大きな役割を果たしているという点も特徴として指摘できる。さらに、わが国の仕組みは、公的年金等控除と退職所得控除が整合的ではないうえに、退職所得控除の額が大きく、長期雇用を優遇しているという課税上の課題も抱えている。

3. 老後のための資産形成に向けた統合勘定の設計と管理

統合勘定とは、生涯にわたる個人の公的年金の保険料と給付額、及び私的年金・退職金の拠出（相当掛金）額と資産額を管理する仕組みで

図表6 老後のための資産形成支援制度の拠出限度額の比較 (年間)

	日 本	アメリカ	イギリス
拠出限度額	66万円 (2026年12月以降： 74.4万円)	1,123万円 (7.2万ドル)	1,260万円 (6万ポンド)

(注) 1) 日本とイギリスは私的年金、アメリカは401(k)の拠出限度額である。

2) 1ドル=156円, 1ポンド=210円としている。

(出所) 筆者作成

ある。統合勘定における公的年金の扱い方、すなわち毎年の賃金に対して、制度的に決まる公的年金保険料と給付額については図表12に示した。ここではそれに先立ち、私的年金・退職金の勘定について述べる。これは、統合勘定作成のためには、確定給付型私的年金と退職金の拠出相当額の算出方法の検討が必要となるためである。結果は、図表9～11に示した。以上、公的および私的勘定を合わせたものが統合勘定である。

上で指摘したように、統合勘定の設計にあたって、私的年金・退職金の生涯にわたる拠出額を簡単に把握できないことが問題となる。具体的には、DC年金の場合は拠出額が確定しているが、DB年金の場合は現行制度においてDB等の他制度掛金相当額が算定されているものの、従業員毎に掛金が明示的に設定されているわけではない。また、退職金も中退共のような制度を除き、一般には掛金が設定されていない。そこで、DB年金と退職金の確定拠出相当掛金額の算出方法について検討する必要がある。確定拠出相当掛金額が算出されたら、次に私的年金・退職金の共通非課税拠出枠をどのように設定するのかということが課題となる。他にも、統合勘定をどう管理するのかという問題もある。

そこで以下では、私的年金・退職金から議論を始め、統合勘定の設計上の課題 (DB年金・

退職金の確定拠出相当掛金額の算定、及び共通非課税拠出枠の設定) について検討する。続いて、公私年金と退職金の統合勘定の管理方法について考える。

3.1 DB年金・退職金の確定拠出相当掛金額の算定

基本的にDB年金の確定拠出相当掛金額は、1年の拠出で増加する受取額に受給期間を乗じたものと考えることができる。イギリスやカナダでは実際にこの考え方に基いて制度設計がなされており、田近・山田 (2023a) においてイギリスの制度を、田近・山田 (2023b) においてカナダの制度を紹介している。さらに、この考え方は社会保障審議会企業年金・個人年金部会 (2020) でも議論されている。

例えば、ある個人のある年の年間DB給付額をA1、その前年の年間DB給付額をA0とする。インフレ率に基づく係数をrとすると、1年の拠出で増加する受取額は次のように表すことができる。

$$A1 = \{A0 \times (1 + r)\}$$

イギリスではこれをDIP (Deemed Increase in Pension) という。この値に受給期間を乗じたものが確定拠出相当掛金額と考えられる。ただし、カナダやイギリスでは受給期間ではなく、

経済状況等を考慮した評価係数を乗じている。具体的には、カナダでは非課税拠出共通枠を設けた1990年の賃金や成長率、利率などを勘案して「9」に、イギリスでは予想死亡率などを踏まえて「16」に設定している。

次に退職金について考える。退職金は一時払いのDB年金と捉えることができる。したがって、公務員の退職手当のように拠出額が明確ではない退職金についても、基本的にはDB年金の場合と同様の考え方が適用できる。より具体的には、田近・山田（2025）で論じているとおり、1年勤務することによる退職金の増加額がその年の確定拠出相当掛金額であると考えることができる。例えば、図表7に示したように1年目に退職した場合の退職手当がR1だとする。したがって、この年の確定拠出相当掛金額はR1となる。2年目に退職した場合の退職手当がR2だとすると、1年目の掛金はR1と考えられるので、インフレを考慮しなければ2年目の掛金はR2からR1を差し引いた金額と考えられる。同様に3年目で退職した場合の退職手当をR3とすると3年目の掛金はR3からR2を差し

引いた金額となる。

3.2 私的年金・退職金の共通非課税拠出枠の設定

続いて、統合勘定における共通非課税拠出枠の設定について検討する。2. で見たようにアメリカやイギリスと比較してわが国の私的年金の拠出限度額は非常に小さい。したがって、老後のための資産形成を強化するためには拠出限度額について検討することが必要である。しかし、その際には単に拠出限度額を拡大するのではなく、どのくらいの所得代替率（年収に対する毎年の給付額の比率）を目指すのかといったデザインが必要である。田近・山田（2023b）ではこうした問題意識の下、所得代替率、保険料拠出年数、年金受給年数、運用利回りの組合せからなるモデル年金の設計について検討した。

より具体的には、田近・山田（2023b）では図表8にあるように税制適格年金の2つの試案を示した。試案1は所得代替率50%、保険料拠出年数40年、年金受給年数20年、運用利回り1%としている。このときの年金の収支を均衡させ

図表7 公務員の退職手当の確定拠出相当金額

勤続年数	各年における退職手当	確定拠出相当掛金額
1	R1	R1
2	R2	R2 - R1
3	R3	R3 - R2

（出所） 田近・山田（2025）表2

図表8 税制適格年金の設計

年金制度	所得代替率	保険料拠出年数	年金受給年数	運用利回り	収入上限額	保険料率	年間保険料上限額
試案1	50%	40年	20年	1%	1,230万円	18.5%	227万円
試案2	50%	35年	20年	1%	1,230万円	21.7%	267万円

（注） 収入上限額は、厚生年金の適用される収入上限額に合わせて1,230万円としている。

（出所） 田近・山田（2023b）図表7より作成

る保険料率を求めると18.5%となる。一方、試案2は所得代替率50%、保険料拠出年数35年、年金受給年数20年、運用利回り1%としている。このときの年金の収支を均衡させる保険料率は21.7%になる。収入上限額を厚生年金の適用される収入上限に合わせて1,230万円とすると、保険料上限額（非課税拠出枠）はそれぞれ227万円、267万円となる。図表6から明らかとなり、この保険料上限額は、現行制度から比べると高くみえるが、アメリカやイギリスと比較すると高い水準とはいえない。

3.3 統合勘定の管理

田近・山田（2025）でも指摘したように、老後のための資産形成支援にあたっては、まずは個人の私的年金・退職金の拠出から給付の全期間にわたる情報を一元的に管理する必要がある。そのために有効な仕組みがデジタルサイトを立ち上げることである。こうした情報の全体像を一人一人の個人に提供することで、生涯にわたる資産形成を支援する。

続いてこのデジタルサイトとマイナポータルを連携することにより、公私年金と退職金を一覧できる仕組みを構築する。ただし、私的年金と退職金はその時点での資産額を示しているのに対して、公的年金は将来受給可能な年金額を示している点は注意を呼び掛ける必要があるだろう。

4. 私的年金・退職金勘定のイメージ

ここでは、設例を用いて私的年金・退職金勘定のイメージを提示し、その後に公的年金を含めた老後のための統合勘定および老後の総資産

について考えたい。設例では私的年金と退職金について以下の3つのケースを考える。

- ・設例1（実際の制度を反映したケース）：私的年金の拠出については2025年度税制改正の内容を、退職金の拠出については中退共の制度を反映したケース
- ・設例2（現状を反映したケース）：各種統計に基づいて、私的年金、退職金ともに平均的な水準で資産形成を行ったケース
- ・設例3（老後に向けて手厚く準備をするケース）：退職金の拠出は平均的であるが、私的年金については若年時から手厚く準備をし、さらに途中から拠出額を増額させるケース

各設例では、22歳から59歳まで38年間、会社員として勤めた個人を想定する。また、共通非課税拠出枠は年227万円を想定している。この金額は図表8の試案1の年間保険料上限額である。つまり、厚生年金の適用される収入上限額（1,230万円）に対して、所得代替率50%、保険料拠出年数40年、年金受給年数20年、運用利回り1%としたときの年金の収支を均衡させる保険料率（18.5%）を乗じた金額である。

4.1 設例1（実際の制度を反映したケース）

最初に実際の制度を反映したケースを考える。図表9はその統合勘定のイメージである。私的年金の拠出額は2025年度税制改正を反映して、第2号被保険者のDCの拠出限度額である月6.2万円（年74.4万円）としている。また、退職金の拠出額については中退共を参考にして

図表9 設例1（実際の制度を反映したケース）

年齢	拠出額			給付一時金		
	私的年金	退職金	拠出総額	私的年金	退職金	給付総額
22	744,000	360,000	1,104,000	747,419	108,000	855,419
...						
25	744,000	360,000	1,104,000	3,035,032	1,445,100	4,480,132
...						
30	744,000	360,000	1,104,000	7,003,516	3,396,900	10,400,416
...						
35	744,000	360,000	1,104,000	11,175,381	5,431,800	16,607,181
...						
40	744,000	360,000	1,104,000	15,561,052	7,560,000	23,121,052
...						
45	744,000	360,000	1,104,000	20,171,484	9,801,000	29,972,484
...						
50	744,000	360,000	1,104,000	25,018,198	12,154,500	37,172,698
...						
55	744,000	360,000	1,104,000	30,113,302	14,628,000	44,741,302
...						
59	744,000	360,000	1,104,000	34,376,759	16,694,100	51,070,859

(出所) 筆者作成

いる。前述のとおり中退共の掛金月額が5千円から3万円の16段階である。ここでは最高金額の月3万円（年36万円）を採用した。したがって年間の拠出総額は74.4万円と36万円の合計である110.4万円となり、共通非課税拠出枠（227万円）の範囲内となっている。

私的年金の給付一時金については年率1%として算定した。また、退職金の給付一時金については、中退共の基本退職金額表を用いた。基本退職金の予定運用利回りは1%である。この設例では、年110.4万円を38年間拠出することにより、60歳時点で私的年金3,438万円、退職金1,669万円、合計5,107万円の資産が形成される。

4.2 設例2（現状を反映したケース）

設例1では、私的年金に関して年74.4万円を

22歳から59歳まで拠出し続けることを想定した。運営管理機関連絡協議会（2025）によると2024年度の企業型DCの一人当たり掛金額（事業主掛金・マッチング拠出を含む）は18万円なので、私的年金の給付一時金は実際よりかなり高い水準になっていると考えられる。一方、退職金の給付一時金については平均的な水準よりも少ない可能性が高い。設例1の退職金の給付一時金は1,669万円であったが、厚生労働省（2023）によると、勤続35年以上、大学・大学院卒（管理・事務・技術職）の退職一時金の平均は1,822万円である³。さらに、内閣官房内閣人事局（2025）によると、国家公務員（常勤職員）の定年の際の退職手当の平均は約2,160万円である。

そこで、設例2では実際の統計データを参考

³ 厚生労働省（2023）の対象は、常用労働者30人以上の民間企業である。ちなみに退職年金制度のみの場合は1,909万円、両制度併用は2,283万円、退職給付制度計は2,037万円である。

図表10 設例2 (現状を反映したケース)

年齢	拠出額			給付一時金		
	私的年金	退職金	拠出総額	私的年金	退職金	給付総額
22	180,000	480,000	660,000	180,827	482,206	663,033
.....						
25	180,000	480,000	660,000	734,282	1,958,085	2,692,367
.....						
30	180,000	480,000	660,000	1,694,399	4,518,397	6,212,796
.....						
35	180,000	480,000	660,000	2,703,721	7,209,923	9,913,645
.....						
40	180,000	480,000	660,000	3,764,771	10,039,388	13,804,159
.....						
45	180,000	480,000	660,000	4,880,198	13,013,861	17,894,059
.....						
50	180,000	480,000	660,000	6,052,790	16,140,773	22,193,563
.....						
55	180,000	480,000	660,000	7,285,476	19,427,937	26,713,413
.....						
59	180,000	480,000	660,000	8,316,958	22,178,554	30,495,512

(出所) 筆者作成

にしたケースを考える。図表10はその統合勘定のイメージを示したものである。ここでは私的年金の拠出額を運営管理機関連絡協議会(2025)の企業型DCのデータに合わせて年18万円としている。退職金については、運用利回りを1%とした場合に60歳時点の給付一時金が2,000万円をやや上回るよう、拠出額を月4万円(年48万円)とした。年間拠出額は18万円と48万円の合計の66万円で共通非課税拠出枠(227万円)の範囲内となっている。

私的年金の運用利回りを1%として給付一時金を算定すると、60歳時点の給付一時金は832万円となった。また、退職金については、前述のとおり運用利回り1%で算定し、給付一時金は2,218万円となった。この設例では、年66万円を38年間拠出することにより、60歳時点で私的年金832万円、退職金2,218万円、合計3,050万円の資産が形成される。

なお、現行の第2号被保険者のDCの拠出限度額は月5.5万円(年66万円)なので、3,050万円という金額は、現行制度の下で私的年金を拠出限度額まで拠出し、運用利回り1%とした場合の60歳時点での私的年金の給付一時金と同額になる。

4.3 設例3 (老後に向けて手厚く準備をするケース)

設例3では、老後に向けて手厚く準備するケースを考える。図表11はその統合勘定のイメージを示したものである。退職が近づいて拠出額を増加させ、老後に向けた準備を手厚くしていくことは自然なことである。また、アメリカの401(k)やIRAでは50歳以上の加入者にはキャッチアップ拠出が認められている。そこで、私的年金の拠出額は、22歳から39歳までは月5万円(年60万円)、40歳以降は月10万

図表11 設例3（老後に向けて手厚く準備をするケース）

年齢	拠出額			給付一時金		
	私的年金	退職金	拠出総額	私的年金	退職金	給付総額
22	600,000	480,000	1,080,000	602,758	482,206	1,084,964
...						
25	600,000	480,000	1,080,000	2,447,606	1,958,085	4,405,691
...						
30	600,000	480,000	1,080,000	5,647,997	4,518,397	10,166,394
...						
35	600,000	480,000	1,080,000	9,012,404	7,209,923	16,222,328
...						
40	1,200,000	480,000	1,680,000	13,151,993	10,039,388	23,191,381
...						
45	1,200,000	480,000	1,680,000	19,975,927	13,013,861	32,989,788
...						
50	1,200,000	480,000	1,680,000	27,149,582	16,140,773	43,290,355
...						
55	1,200,000	480,000	1,680,000	34,690,882	19,427,937	54,118,819
...						
59	1,200,000	480,000	1,680,000	41,001,255	22,178,554	63,179,809

(出所) 筆者作成

円（年120万円）とした。退職金については個人で拠出額を増加させることは難しいと考えられることから、設例2と同じく月4万円（年48万円）とした。39歳までの年間拠出額は60万円と48万円の合計の108万円、40歳以降の年間拠出額は120万円と48万円の合計の168万円で、いずれも共通非課税拠出枠（227万円）の範囲内となっている。

これまでの設例と同様に私的年金の運用利回りを1%として給付額を算定すると、60歳時点の私的年金の給付一時金は4,100万円となった。また、退職金については、設例2と同じであるから、給付一時金は2,218万円である。したがって、60歳時点で合計6,318万円の資産が形成されることとなる。

5. 統合勘定を踏まえた老後のための総資産管理

私的年金・退職金勘定に続いて、ここでは公的年金勘定を合わせた統合勘定に基づく、老後の総資産について述べる。公的年金勘定とは、公的年金の保険料負担と給付額を示したものであるが、本稿の推計結果は図表12に示した。

ここで、個人の給与は国税庁「民間給与実態統計調査」2023年分、1年を通じて勤務した給与所得者、男性、の平均給与のデータに従うとしている。なお、このデータは年齢階級別になっているため、同一階級内は同一の給与とした。公的年金の保険料は給与の18.3%とした。また、基礎年金の給付額の算定にあたって、20～21歳は国民年金保険料を納付していると想定している。

基礎年金の給付額については、2024年度の満額である月6.8万円を採用し、以下の式により求めた。

$$6.8\text{万円} \times (\text{保険料を納付した月数} / 480\text{月})$$

厚生年金の給付額については、給付乗数を5.481/1000として、以下の式により求めた。

$$\text{平均標準報酬} = \text{給与の累計額} \div \text{勤続年数}$$

$$\text{平均標準報酬} \times (5.481/1000) \times \text{被保険者期間(年数)}$$

年間年金額は基礎年金と厚生年金の給付額の合計である。以上をもとに作成された公的年金勘定は、図表12で示されたとおりである。

図表12に示した公的年金勘定と図表9～11に示した私的年金・退職金勘定を合わせたものが公私年金・退職金統合勘定となる。以下では、統合勘定をもとに、公私年金や退職金によって形成される老後のための総資産額について述べ

る。図表12からわかるとおり公的年金の給付水準は年199.8万円である。ここで仮に年金の受給期間を20年間として年間年金額を資産換算すると3,995万円となる。この公的年金の水準と私的年金・退職金に関するこれまでの設例を合わせた老後のための総資産を示したのが図表13である。老後のための総資産は、実際の制度を反映した設例1では9,102万円、現状を反映した設例2では7,045万円、老後に向けて手厚く準備する設例3では1億313万円となる。

図表13より、公的年金は老後のための総資産の中で重要な役割を果たしていることがわかる。設例2では、私的年金が老後のための総資産に占める割合がわずかに12%である。ただし、設例2では私的年金として企業型DCのみを考慮しているため、現状はもう少し高い水準である可能性もある。また、設例3では老後のための総資産が1億円を超える水準となっている。

図表12 公的年金の保険料と給付額

年齢	給与	拠出 (保険料)	年金額		
			基礎年金	厚生年金	年間年金額
22	2,792,000	510,936			
...					
25	4,292,000	785,436			
...					
30	4,924,000	901,092	224,400	190,520	414,920
...					
35	5,561,000	1,017,663	326,400	328,953	655,353
...					
40	6,122,000	1,120,326	428,400	484,427	912,827
...					
45	6,531,000	1,195,173	530,400	654,442	1,184,842
...					
50	6,891,000	1,261,053	632,400	835,398	1,467,798
...					
55	7,118,000	1,302,594	734,400	1,025,490	1,759,890
...					
59	7,118,000	1,302,594	816,000	1,181,545	1,997,545

(注) 給与は、1年を通じて勤務した給与所得者、男性、の年齢階級別の平均給与である。

(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」2023年分より筆者作成

図表13 老後のための総資産（60歳時点の総資産）

	設例1（実際の制度を反映したケース）	設例2（現状を反映したケース）	設例3（老後に向けて手厚く準備をするケース）
私的年金	34,376,759円	8,316,958円	41,001,255円
退職金	16,694,100円	22,178,554円	22,178,554円
公的年金 （受給期間20年）	39,950,893円	39,950,893円	39,950,893円
合計	91,021,752円	70,446,405円	103,130,702円

（出所）筆者作成

このようにアメリカやイギリスを参考にして私的年金・退職金の共通非課税拠出枠を大胆に拡大することにより、日本における老後のための資産形成支援を強化できる。

6. おわりに

本稿では、老後のための資産形成支援制度について国際比較を行ったうえで、公私年金と退職金の統合勘定の設計と管理について議論した。さらに設例を用いて統合勘定のイメージを提示した。国際比較を通じて、わが国の私的年金の拠出限度額がアメリカやイギリスと比較して非常に低い水準であることを示した。統合勘定の設計については、DB年金・退職金の確定拠出相当掛金額の算定方法、及び共通非課税拠出枠の設定方法を示した。統合勘定の管理については、デジタルサイトを立ち上げ、マイナポータルと連携することを提案した。さらに統合勘定の3つの設例から、老後のための資産形成において公的年金が重要な役割を果たしていること、私的年金・退職金の共通非課税拠出枠を大胆に拡大することにより、日本における老後のための資産形成支援を強化できることを示した。

また、統合勘定を設けることにより、老後のための資産全体に対してEET課税方式が適用される⁴。個人は統合勘定を見ることにより、過去からの拠出や現在の総資産額など、自分の老後の資産に関する情報を簡単に把握することができる。老後のための資産形成支援のために統合勘定の設定を急ぐ必要がある。

参 考 文 献

- Investment Company Institute (2025) *The US Retirement Market*, Second Quarter 2025
- Pensions Policy Institute (2025) *The Pensions Primer: A Guide to the UK Pensions System* Updated as at June 2025
- 運営管理機関連絡協議会（2025）「確定拠出年金統計資料（2025年3月末）」
- 厚生労働省（2023）「令和5年就労条件総合調査」
- 厚生労働省年金局（2024）「年金制度基礎資料集（2024年7月）」
- 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020）「より公平なDC拠出限度額の設定の検討について」, 第12回（7月9日）資料1
- 田近栄治・山田直夫（2021）「老後のための貯蓄への課税のあり方—所得課税（TTE）、受取型（TEE）、

4 本文中でも指摘したように、引出時課税における退職所得控除と公的年金等控除には課税上の課題がある。田近・山田（2025）では、両控除の見直しについて議論している。

- 拠出型 (EET) の比較と選択」『税研』, Vol.37
No.1, 30-38頁
- 田近栄治・山田直夫 (2023a)「日本の DC 年金 (iDeCo)
と NISA をどう設計するか—アメリカとイギリ
スとの比較から考える」『証券経済研究』, 第122
号, 25-40頁
- 田近栄治・山田直夫 (2023b)「日本における私的年
金の役割と設計—老後所得の充実を目指して」
証券税制研究会編『日本の家計の資産形成 私的
年金の役割と税制のあり方』, 中央経済社, 3-
- 19頁
- 田近栄治・山田直夫 (2025)「退職金課税—確定拠出
相当年金としてどう課税するか」『税研』, Vol.41
No.3, 28-33頁
- 中小企業退職金共済事業本部「よくわかる中小企業
退職金共済制度」
- 内閣官房内閣人事局 (2025)「退職手当の支給状況」
(一橋大学名誉教授 田近栄治)
(当研究所主任研究員 山田直夫)